

「天皇の退位等に関する皇室典範特例法案に対する附帯決議」に関する有識者会議における有識者ヒアリング意見陳述

れいたく やぎ ひでつぐ
 麗澤大学教授 八木 秀次

第一部 議論の前提

I 「安定的な皇位継承を確保するための諸課題」についての検討は皇位継承問題と一体不可分である

●皇位継承問題には ①皇位継承の原因 ②皇位継承の資格 ③皇位継承の順位—の3つの問題がある。

①については「天皇の退位等に関する皇室典範特例法」の制定・施行で当面の問題は解決している。③は②についての考え方で大きく変わってくる。

・②の皇位継承の資格については、初代天皇（記紀の記述によれば神武天皇だが、歴史学では第10代崇神天皇が実質上の初代天皇と考えられている）以来、一貫して一度の例外なく男系で継承されている（男系継承）。

●男系継承とは、基本的には皇統に属する男子だけで皇位を継承することをいう。歴代の天皇から見れば、父方だけをたどる（父方の父方の父方の…とたどっていく）と、以前の天皇との血縁があるということ。

●男系・女系の例



(小泉純一郎内閣「皇室典範に関する有識者会議」の配布資料に加筆)

- ◎天皇の子孫に女子 A～男子 K の 11 人いるが、皇位継承資格のある男系男子は男子 B、男子 F、男子 K の 3 人のみ。
- ◎男系継承は皇位継承資格者を絞り込む。
- ◎女系継承を容認すれば、皇位継承資格者は女子 A～男子 K の全員となる。
- ◎皇位継承資格者は増え、安定的な皇位継承を確保できるとも言えるが、女系は天皇・皇族としての正統性が問われることになる。
- ◎女系は、男女に関わらず、民間人＝一般国民となる血筋である。天皇・皇族と一般国民との違いは、初代天皇の男系の血統に連なるか、それ以外（女系）かということになる。
- ◎女系継承を認めれば、天皇・皇族と一般国民との間に質的な違いはないことになる。一般国民も天皇の女系の子孫とも言え、潜在的に皇位継承資格を有することになる。

●**皇位継承問題を考える場合、一般国民の家の継承と混同してはならない。**

- ◎一般国民の家の継承は**財産継承**であるため、**能力原理**が働く。かつての武家・農家・商家においても同様だが、息子に能力がないとされた場合は、娘に婿を迎えて娘婿が家を継承した。また、親族や場合によっては赤の他人から養子を迎えて継承した例も多い。一般国民の家の継承は必ずしも血統を重視しない。
- ◎皇位継承は、天皇の**地位の継承**であり、その地位は初代天皇の男系の血統を純粹に継承している者のみが継承できるという**血統原理**に基づいている。

●**男系継承の中で過去には 8 人の男系女子が天皇に即位した（女性天皇）（2 人は重祚により 10 代）。**

- ◎**天照大神（女神）**を皇室の祖先神であることを**女系継承**の根拠とすることに意味はない。「ウケヒ神話」には 6 つもの異伝がある。天照大神が産んだ神は男神とする説と女神とする説がある。そもそも「ウケヒ神話」は血統主義と無関係であり、天照大神と生まれた神との間に血縁関係はない。

◎**女性天皇の即位に関する事情の類型**

- 1) 天皇・皇太子の死後、男系の女子で皇后・皇太子妃であった者が即位（推古天皇、皇極天皇＝斉明天皇、持統天皇）
 ※推古天皇の即位は、当時 30 歳以上で即位することが慣例であった中、適齢の男子候補者が不在であったため、本命の男子が即位するまでの「摂位」（中継ぎ）
 ※皇極天皇の即位は皇子の中大兄皇子（のちの天智天皇）への継承のための中継ぎ
 - 2) 男系の女子で皇太子妃であった者が自らの皇子の死後、孫皇子に継承するまでの間、中継ぎで即位（元明天皇）
 - 3) 男系女子の皇女が甥が育つまでの間、中継ぎで即位し、生涯独身であった（元正天皇、後桜町天皇）
 ※元明天皇（母）と元正天皇（娘）の二代にわたる女性天皇は、第 42 代・文武天皇（父）から第 45 代・聖武天皇（子）への継承を確実にするための中継ぎであり、この二代にわたる女性天皇の存在は女系継承を意味するものではない。
 - 4) 男系女子の皇女が即位し、生涯独身であった（孝謙天皇＝称徳天皇、明正天皇）
- ➡**男系女子が皇族以外の者と結婚して生まれた子供（男女に関わらず、皇室から見れば、女系）が皇位に就いた例はなく、皇族になった例もない。**

・明治 22 年制定の旧皇室典範、昭和 22 年制定の現行皇室典範では、「祖宗ノ皇統ニシテ男系ノ男子」「皇統に属する男系の男子」に限定した。

●**天皇の地位の男系継承は少なくとも 1700 年以上（崇神天皇を初代天皇とした場合）、一度の例外なく続いている。その歴史の積み重ねの重みは軽くない。**

II 「安定的な皇位継承を確保する」ことは、どんな時代にも難しい問題であり続けている

● 「安定的な皇位継承を確保する」 ことには2つの側面がある。

a) 増えすぎた皇位継承資格者を減少させ、一定数の皇位継承資格者にとどめる

b) 少なすぎる皇位継承資格者を増加させ、一定数の皇位継承資格者を確保する

2つの側面のバランスを取ることが、どの時代においても求められてきた。

● a) 増えすぎた皇位継承資格者を減少させ、一定数の皇位継承資格者にとどめる策として歴史上考えられたのは、

◎ 「皇親」（皇位継承資格のある皇族）の世数を限定する

養老令（757年）「継嗣令」皇兄弟子条

「凡（およ）そ皇の兄弟、皇子をば、皆親王と為（せ）よ。女帝の子も亦同じ。以外は並びに諸王と為よ。親王より五世は、王の名得たりと雖も、皇親の限（かぎり）に在らず」

→天皇の玄孫の子は王名を称することはできるが、皇位継承資格はない。

しかし、その基準は次第になし崩しになった。

※なお、文中の「女帝の子も亦同じ」は、女系継承を可能にした規定ではない。同じ「継嗣令」王娶親王条には「凡そ王、親王を娶（めと）り、臣、五世の王を娶らば聴（ゆる）せ。唯（ただ）し五世の王は親王を娶ることを得ず」との規定があり、内親王は四世までの親王・王としか結婚できないことになっていた。配偶者はどのような身分でもよいということではなかった。すなわち女帝となった内親王の配偶者は四世までの親王・王であり、「女帝の子」は男系の四世までの親王・王の子でもある。「女帝の子も亦同じ」の規定の意味は、女帝の子は王であっても、母が天皇であることから王から親王にランクが上がることでありとされている。具体的には第35代皇極天皇は第34代舒明天皇の妃だが、舒明天皇の妃になる前に第31代用明天皇の孫である高向王と結婚し、漢（あや）王を儲けていた。漢王は父が二世王であることから、三世王となるが、母が即位したことから、「女帝の子」となり、親王にランクが上がり、漢皇子となったという例がある。

◎ 賜姓降下：皇親に姓を賜い、臣籍に降下させること

嵯峨天皇の時代には皇子女に源朝臣の姓を下賜して臣籍に下し、以後、江戸時代初めまで多くの賜姓降下が行われた。

◎ 宮門跡：皇子女が出家して由緒ある寺院の門跡となること → 子供を儲けない

◎ 皇別撰家：五撰家のうち江戸時代に男子皇族が養子に入って相続した。

近衛信尋（後陽成天皇の第4皇子）、一条昭良（後陽成天皇の第9皇子）、鷹司輔平（閑院宮直仁親王の第4皇子）

● b) 少なすぎる皇位継承資格者を増加させ、一定数の皇位継承資格者を確保する策として歴史上考えられたのは、

◎ 賜姓降下した後、再び皇籍に復帰：第59代宇多天皇と第60代醍醐天皇の例がある。宇多天皇は、第58代光孝天皇の第7皇子。光孝天皇が自らに皇位が回ってこないと考え、皇子を臣籍降下させた。宇多天皇も賜姓降下し、源定省（みなもとのさだみ）と称していたが、父の光孝天皇が危篤となり、皇位継承のために皇籍復帰。立太子の後、光孝天皇が崩御したので皇位を継承した。醍醐天皇は、臣籍に降下していた源定省の長男・源維城（みなもとのこれぎね）として生まれ、父の皇籍復帰とともに自らも皇籍復帰し、後に皇位を継承した。臣籍として生まれた唯一の天皇。

◎ 親王宣下：生まれながらに皇位継承資格者となるのではなく、皇族として皇位継承資格を得るには、天皇によって親王の地位が与えられることが必要であった。

◎ 世襲親王家：親王宣下を受けることを可能とする親王家をあらかじめ定め、その中で世襲を行い、代々を皇位継承資格者とする。

※世襲親王家としては、鎌倉時代中期から後期に、四辻宮、五辻宮、常磐井宮、木寺宮の名が史書に見えるが、いずれも室町時代の中期から後期に消滅。次に室町時代に創設されたのが、伏見宮。江戸末期には伏見宮、桂宮、有栖川宮、

閑院宮の世襲親王家（四親王家）があった。桂宮、有栖川宮、閑院宮は明治時代に何れも断絶した。

◎還俗などによる官家増設

江戸末期から明治初めにかけて、宮門跡の還俗を主軸に多くの官家が創設。何れも伏見宮家から派生した宮家。

Ⅲ 明治以降、a)とb)との間で激しい振幅があった

◎明治以降、伏見宮系の官家が次々に創設された。

背景には朝廷の権威に強化と、明治天皇の皇位継承への不安があったことが指摘される。

◎明治 22 年制定の旧皇室典範は臣籍降下の規定を設けない「永世皇族制」となった。

- ・起草者の井上毅は「百世皇族制」を提唱した。
- ・明治政府は、増えた皇族に掛かる財政上の問題から臣籍降下を構想した。

※明治 24、5 年の宮内省関係者の推計（「皇族推定統計凡例」）として、明治 24 年現在で 45 人いる皇族が 10 年後には 53 人、20 年後には 65 人、30 年後には 82 人、40 年後には 100 人、100 年後には 289 人になると予想された。

◎明治 40 年に臣籍降下を可能にする「皇室典範増補」が施行された。

第 1 条「王ハ勅旨又ハ情願ニ依リ家名ヲ賜ヒ華族ニ列セシムルコトアルヘシ」

・背景には、皇太子（嘉仁親王）（のちの大正天皇）が結婚し、3 人の親王（後にさらに 1 人増え、4 親王となる）を儲けたこと、明治天皇の内親王 4 人がいずれも伏見宮系の官家当主と結婚し、外孫が生まれることも期待されたことなどから、明治天皇の皇位継承への不安が遠のいたことが指摘される。

◎しかし、「情願」によるものであったため、「皇室典範増補」による臣籍降下は 1 人にとどまった。

◎そこで、大正 9 年、「皇族ノ降下ニ関スル施行準則」を設け、世数によって臣籍降下することにした。

※皇族ノ降下ニ関スル施行準則

第 1 条「皇玄孫ノ子孫タル王明治四十年二月十一日勅定ノ皇室典範増補第一條及皇族身位令第二十五條ノ規定ニヨリ情願ヲ為ササルトキハ長子孫ノ系統四世以内ヲ除クノ外勅旨ニ依リ家名ヲ賜ヒ華族ニ列ス」

→宮家を継ぐ長子孫の系統の者は、伏見宮邦家親王から四世（玄孫）までは皇族として宮家も存続させるが、それ以外の次男以下の皇族はすべて華族とする規定を定めることにした。

- ・「情願」がなくても臣籍降下ができるようになり、先の大戦終結までに 12 人の皇族が臣籍降下した。

◎昭和 22 年制定の現行皇室典範は「永世皇族制」とし、臣籍降下の規定を設けなかった。

第 6 条「嫡出の皇子及び嫡男系嫡出の皇孫は、男を親王、女を内親王とし、三世以下の嫡男系嫡出の子孫は、男を王、女を女王とする。」

◎傍系官家の強制的な臣籍降下

昭和 22 年 10 月 14 日、内廷皇族及び秩父、高松及び三笠のいわゆる 3 直宮を除く 11 宮家 51 方が皇族の身分を離れる。

◎しかし、直宮だけの永世皇族制は行き詰まろうとしている。

秩父宮、高松宮に継嗣なし。三笠宮に 1 親王生まれるも、寛仁親王は 2 女王のみで薨去、宣仁親王は独身で薨去、憲仁親王は 3 女王のみで薨去。常陸宮は後嗣なし。今上天皇は 1 内親王のみ。秋篠宮は 2 内親王、1 親王。今上天皇の次の世代は秋篠宮の 1 親王（悠仁親王）のみ。

（現在）

Ⅳ 直系継承だけで男系継承を続けるのは極めて難しい—傍系継承の役割—

●男系継承を続ける上では歴史上、何度も傍系継承があった。傍系継承は男系継承の安全装置となって

いる。

◎傍系継承の例（先代の天皇と6親等以上離れた継承）

- ①第22代清寧天皇→第23代顕宗天皇（6親等の隔たり）…祖父の兄の孫へ
- ②第25代武烈天皇→第26代継体天皇（10親等の隔たり）…高祖父の弟の玄孫へ
- ③第46代孝謙天皇→第47代淳仁天皇（6親等の隔たり）…曾祖父の弟の子へ
- ④第47代淳仁天皇→第48代称徳天皇（孝謙天皇の重祚）（6親等の隔たり）
- ⑤第48代称徳天皇→第49代光仁天皇（8親等の隔たり）…高祖父の兄の孫へ
- ⑦第87代四条天皇→第88代後嵯峨天皇（6親等の隔たり）祖父の弟の孫へ…
- ⑧第99代後龜山天皇→第100代後小松天皇（12親等の隔たり）南北朝の合一（「明德の和約」）…高祖父の兄の昆孫へ
- ⑨第101代称光天皇→第102代後花園天皇（8親等の隔たり）…曾祖父の兄の曾孫へ

伏見宮家の長男の彦仁王（後花園天皇）が即位したことから、伏見宮家は次男の貞常親王が継承。昭和22年10月14日に皇籍離脱を余儀なく11宮家の皇族の男系の直系祖先に当たる。

- ⑩第118代後桃園天皇→第119代光格天皇（7親等の隔たり）…曾祖父の弟の孫へ→現在の皇室の直系の祖先
- 我々の身に置き換えてみれば、果たして誰？といった遠い血縁の間で皇位は継承されてきた。これは男系継承を守る措置だった。

●このうち、第102代後花園天皇が伏見宮、第119代光格天皇が閑院宮の出身である。世襲親王家としての伏見宮家、閑院宮家は、直系による皇位継承が行き詰まった際に大きな役割を果たした。

●特に伏見宮家は、第102代後花園天皇の弟の貞常親王の継承し、世襲親王家としてその男系の血筋が途切れることなく（一時、第117代桃園天皇の皇子・貞行親王が継承するも夭折し、伏見宮家の嫡流に戻った）明治維新を迎えた。宮門跡が還俗し、多くの宮家が創設された。

●伏見宮系の宮家は、明治天皇、大正天皇、昭和天皇を支え、天皇の内親王の結婚相手となった。皇太子妃のちに皇后となった例もある（香淳皇后）。

V 皇位継承を支えた側室の役割

●明治民法以前は一夫多妻制が一般的であった。皇室でも明治天皇の時代までは多くの側室が皇子女を産み、男系継承を支えてきた。歴代天皇の凡そ7割は皇后以外から生まれている。

●当時は医療技術も未熟で乳幼児期の死亡率が極めて高く、安定的な皇位継承策のために、複数の「妻」が子供を産む必要があった。

●今日では医療技術の進歩により、一夫一婦制の下で子供が生まれれば、ほぼ健康に育つようになっている。

●今日の「安定的な皇位継承策」を考える上ではもはや側室を必要としない。

VI 皇位継承の歴史を踏まえた凡その結論

●このような歴史を踏まえれば、皇位の継承資格については、男系継承は皇位継承の確立した原理といえ、天皇の天皇たる所以、皇族の皇族たる所以、すなわち天皇としての正統性、皇族としての正統性は、初代天皇以来の純粋な男系の血統に連なっていることにあると考えられる。

●その上で、皇位継承資格者の数が多すぎれば、その数を限定し、少なすぎれば、その数を増やすなどの策を講じてきた。

●男系継承は譲り得ない皇位継承の原理であり、その安全装置としての傍系継承や傍系皇族（世襲親王家や明治以降の新設宮家）の存在の意義を考えるべきである。

・具体的には、現行憲法や現行皇室典範の施行後に皇籍離脱を余儀なくされた、旧 11 宮家の男系男子孫を皇族とする方を検討すべきである。旧宮家の男系男子孫は皇室典範のいう「皇統に属する男系の男子」であり、現在は皇族の身分でないというだけである。皇族としての正統性のある存在である。

・現在の皇室との血縁が遠いとの指摘もあるが、その点は本質的な問題ではない。初代天皇の男系の血統を純粹に継承していることが皇族としての正統性の根拠となる。

●皇族とは何天皇の子孫であるかという起点の問題を考えなければならない。直近の天皇の子孫であるとともに、歴代天皇の純粹な男系子孫であることも皇族としての正統性の根拠となる。世襲親王家や明治以降の伏見宮系宮家の正統性の根拠はそこにある。一部に現行憲法が施行された際の天皇である昭和天皇の子孫をもって皇族とするとの見解もあるが、この見解では、上皇陛下とそのご家族、その親王のご家族、常陸宮と妃殿下のみが皇族となり、現に皇族である三笠宮、高円宮の皇族方の皇族としての正統性を否定することになり、受け入れがたい。

VII 女性天皇や女系継承、女性宮家が適当でなく、男系継承が現行憲法で許される理由

●皇室典範制定当時の政府見解

「皇統を男系に限ることは憲法違反となるか」（宮内省、昭和 21 年 7 月 25 日）（注 1）

「皇室典範案に関する想定問答」（法制局、昭和 21 年 11 月）（注 2）

●ポイント

・憲法 2 条にいう「世襲」とは、必ずしも血縁を必要としない歌舞伎などの世襲とは異なり、あくまで「皇位の世襲」であって、それは男系継承を意味している。➡この理解によれば、女系継承を行う際には憲法改正が必要となる。

・女系継承はそもそも「皇位の世襲」としては観念されていない。

・女系継承が問題となるのは、皇族女子が皇族以外の者と結婚し、子を儲けた際、その子は一般的には夫の子と観念され、皇室の血統が夫の系統に移ったと観念されることにある。

・そのような意味で、女系継承を認めないとすれば、皇族女子が天皇に即位すること（女性天皇）に意味はない。

・それでも天皇に即位するとすれば、皇位継承の安定とは関係なく、男子天皇の即位を一代だけ先延ばしするだけの役割となる。

・「皇位の世襲」を規定した憲法 2 条は「法の下での平等」を規定した憲法 14 条 1 項の例外をなし、女系継承を排除することは憲法 14 条 1 項に違反しない。

・女性天皇は歴史上、男子天皇の即位を一代だけ先延ばしにして男系継承を行うための「中継ぎ」であり、女性天皇を排除しても憲法 14 条 1 項に違反しない。

・以上のことから、皇位継承資格を「皇統に属する男系の男子」に限定しても憲法には違反しない。

第二部 聴取項目

問 1. 天皇の役割や活動についてどのように考えるか。

天皇は、日本国憲法に規定された「国事に関する行為」（6 条・7 条）を行い、天皇が「日本国の象徴であり日本国民統合の象徴」である（1 条前段）ことに伴う「公的行為」を行う。国事行為については「内閣の助言と承認を必要とし、内閣が、その責任を負ふ」（憲法 3 条）とされる。公的行為も同様に内閣の助言と承認により、その責任は内閣が負うとされる。天皇が高齢や病氣・ケガなどで国事行為を行えない場合に備えて摂政がある（憲法 5 条）。また、天皇の外国訪

問や入院などに備えて**国事行為の臨時代行**がある（憲法4条2項）。国事行為、公的行為以外に、皇室の私的活動とされるが皇室の伝統的な役割である宮中祭祀や、プライベートな活動を指す「**その他の活動**」がある。

以上が法的な説明であるが、天皇は伝統的に国民、特に弱い立場にある国民に寄り添い、その身になって考え、共感し、国民の思いをすくい上げる「**民の父母**」としての役割がある。戦没者への慰霊、被災地への訪問、被災民への激励、福祉施設への訪問などは「**民の父母**」としての役割と考えられる。これらの活動も「公的行為」と考えられている。

近年、天皇が担う公的行為の範囲が広がり、過剰な負担になっているとの指摘がある。公的行為の精選により、過剰となった負担を減らす工夫が必要である。

問2. 皇族の役割や活動についてどのように考えるか。

皇族の役割や活動についての法的な規定はない。主として天皇が担う国事行為の儀式に列席すること、摂政となり、天皇の国事行為の臨時代行を務めること、天皇の担う公的行為を天皇に代わって行うこと、皇族であることに伴って天皇の公的行為に準ずる行為を行うこと、宮中祭祀に列席すること、プライベートな活動を行うことが考えられる。近年、皇族の活動範囲が広がり、皇族数の減少もあり、過剰な負担となっているとの指摘もある。皇族の活動についても精選による負担軽減が必要である。

問3. 皇族数の減少についてどのように考えるか。

直系だけによる男系継承を続けることは難しく、皇族数の減少とともに皇位継承が行き詰まることが歴史上何度もあった。その際には臣籍降下した元皇族やその子孫の皇籍復帰や、男系の別の血統である世襲親王家から次の皇位継承者（天皇）を出すなどの措置をとった。皇族数減少に伴い、皇族以外の男子と結婚した内親王・女王の産んだ子（男女に関わらず女系）を皇族とした例はない。**男系継承を前提とした上での皇族数の増加が図られた**。今後についても同様に考える必要がある。

問4. 皇統に属する男系の男子である皇族のみが皇位継承資格を有し、女性皇族は婚姻に伴い皇族の身分を離れることとしている現行制度の意義をどのように考えるか。

皇統に属する男系の男子である皇族のみが皇位継承資格を有するとすることは、我が国に天皇を戴く制度が確立してからの**皇位継承の不変の原理**である。それを外れた皇位継承は一例もない。少なくとも1700年以上変わらぬ原理である。女性皇族すなわち内親王・女王が皇族以外の男子と結婚した場合は、皇族の身分を離れることも不変の原理である。それは皇族及び皇統に属する男系の男子以外の男子と結婚した内親王・女王の産んだ子は、皇室からみれば女系となり、一般にも皇族及び皇統に属する男系の男子以外の男子の子であると観念されるからである。その子が皇族となり、皇位継承資格を有した例は歴史上一例もない。また、皇族及び皇統に属する男系の男子以外の男子と結婚した内親王・女王の配偶者の身分・処遇が問題となる。そのような配偶者が皇族の身分を得た例は歴史上一例もない。現行皇室典範はそのような例を避けるために「**皇族以外の者及びその子孫は、女子が皇后となる場合及び皇族男子と婚姻する場合を除いては、皇族となることがない**」（15条）との規定を設けている。これは女系継承に移らないための男系継承の**念押し規定**と考えられている。

問5. 内親王・女王に皇位継承資格を認めることについてはどのように考えるか。その場合、皇位継承順位についてはどのように考えるか。

内親王・女王に皇位継承資格を認めるとする場合、①内親王・女王が天皇に即位する②内親王・女王を当主とする宮家を創設し、宮家当主である内親王・女王に皇位継承資格がある一の二つの類型が考えられる。内親王・女王が天皇に即位した例は歴史上、8人10代の女性天皇の例がある。過去の女性天皇は皇后や皇太子妃であった内親王・女王が、自らの子や孫（何れも男子）が成長して即位できるまでの「**中継ぎ**」として即位した例、独身の内親王・女王が弟や甥が

成長して即位できるまでの「中継ぎ」として即位した例、独身の内親王・女王が即位し独身であり続けた例—がある。何れも天皇となった内親王・女王が皇族及び皇統に属する男系の男子以外の男子と結婚して子を儲けた例はない。内親王・女王が宮家の当主となった例は、江戸時代後期に仁孝天皇の皇女・淑子（すみこ）内親王が世襲親王家の一つである桂宮家の当主となった例がある。しかし、これは桂宮家を継承すべき節仁（みさひと）親王が4歳で没し、淑子内親王が桂宮家を引き継いだもので、今日、議論されている、当主に皇位継承資格を伴う女性宮家とは性格が異なる。淑子内親王は生涯独身で、後嗣なく、桂宮家は断絶した。

今日における問題として、当事者である内親王・女王が自らに皇位継承資格を認めることを受け入れるかの問題がある。次に、皇位継承資格を認められた内親王・女王が、皇族及び皇統に属する男系の男子以外の男子と結婚して子を儲けた場合の配偶者、子の身分・処遇、そして子に皇位継承資格を認めるかの問題がある。配偶者の身分を皇族とすれば、歴史上例のない皇室典範15条でも禁じられている「皇族以外の者及びその子孫」が皇族となる事態が生じる。子を皇族とし、皇位継承資格を認めれば、これまた歴史上例のない女系の皇族が誕生し、歴史上例のない女系継承が始まることになる。男系継承を天皇・皇族である正統性の根拠と考えれば、配偶者・子の皇族としての正統性が問われることになる。また、配偶者・子を皇族とせず、特に子に皇位継承資格を認めないとなれば、皇位継承資格を認められた内親王・女王は、皇位継承に資することなく、皇室の公務を担うのみの存在となる。その場合、安定的な皇位継承の確保については、別の検討を必要とする。

皇位継承順位について、考える余地はない。

問6. 皇位継承資格を女系に拡大することについてはどのように考えるか。その場合、皇位継承順位についてはどのように考えるか。

皇位継承資格を女系に拡大することは、皇位継承の原理についての一大変革を意味する。男系継承を天皇・皇族としての正統性の根拠であると考えれば、女系は天皇・皇族としての正統性を有しない存在となる。皇位継承資格を女系に拡大することは、一般国民と質的には何ら変わらない人物を天皇・皇族とすることであり、正統性が疑われるばかりか、国民からの敬愛・尊崇の対象ともなり得ない。「天皇制」廃絶への道であると考ええる。

皇位継承順位について考える余地はない。

問7. 内親王・女王が婚姻後も皇族の身分を保持することについてはどのように考えるか。その場合、配偶者や生まれてくる子を皇族とすることについてはどのように考えるか。

内親王・女王が婚姻後も皇族の身分を保持する場合、①問5. のように内親王・女王が皇位継承資格を有する②皇位継承資格は有せず、皇族の身分を保持するにとどまる—の二つの類型が考えられる。①の内親王・女王が皇位継承資格を有するとする類型については問5. の際に述べた通りである。②の皇位継承資格は有せず、皇族の身分を保持するにとどまるとする類型については、子も皇位継承資格を有しないと考えられ、安定的な皇位継承に資することはない。皇室の公務の一部を担うに当たって、皇族の身分を保持するにとどまる存在となる。配偶者・子を皇族とする必要はない。その場合、配偶者の生活が安定しない状況において婚姻後も皇族の身分を保持する内親王・女王に支給される公費が配偶者の生活の糧にされることが考えられ、国民の理解が得られるかも問題となり得る。

問8. 婚姻により皇族の身分を離れた元女性皇族が皇室の活動を支援することについてはどのように考えるか。

皇族の身分を離れるが、皇室の公務負担を分担するために公務の一部を担う役割をいうものとなる。その場合、身分は一般国民で、特別職の国家公務員となることが考えられる。公務負担に対する報酬も発生すると考えられる。

歴史上、直接的な前例はないが、旧皇室典範44条は「皇族女子ノ臣籍ニ嫁シタル者ハ皇族ノ列ニ在ラス但シ特旨ニ依

り仍口親王女王ノ稱ヲ有セシムルコトアルヘシ」と規定する。身分は臣籍だが、内親王・女王の称号を使用することを許すとするものである。この場合は、称号の問題であり、公務の一部を担うというものではない。

皇族の身分を離れた一般国民が皇室の公務の一部を担うことの可否が問題となる。皇室の活動を「支援」すれば、憲法上の問題はクリアできると考える。また、皇室の公務の一部を担う、ないし皇室の活動を支援するに当たり、品位の確保などの観点から、どの程度の金銭的手当てをすればよいかの問題となる。特に配偶者の生活が安定していないなどの状況において、婚姻により皇族の身分を離れた元女性皇族への金銭的手当てが、その生活の糧に当てられる等の場合、国民から理解を得られるのかが問題となり得る。さらに、配偶者・子の処遇の問題もある。

問 9. 皇統に属する男系の男子を下記①又は②により皇族とすることについてはどのように考えるか。その場合、皇位継承順位についてはどのように考えるか。

①現行の皇室典範により皇族には認められていない養子縁組を可能とすること。

②皇統に属する男系の男子を現在の皇族と別に新たに皇族とすること。

「皇統に属する男系の男子」とは、かつて皇族であった者の男系男子孫と考えられ、具体的には昭和 22 年 10 月 14 日に皇籍離脱を余儀なくされた伏見宮系の旧宮家の男系男子孫と考えられる。伏見宮系の宮家は皇位継承に当たって補完的役割をしてきた傍系の皇統であり、皇位継承資格があると考えられる。その皇籍取得案として①②の方法が考えられる。①の場合は、皇族の養子を禁じた皇室典範 9 条の可否が問題となる。9 条の規定を維持しつつ、養子を認める皇室典範特例法の制定が考えられる。②についても皇籍取得のための皇室典範特例法の制定が考えられる。大正天皇の親王が創設した三宮家（秩父宮、高松宮、三笠宮）、三笠宮から派生した二宮家（桂宮、高円宮）、昭和天皇の親王が創設した常陸宮家は、何れも男子の後嗣なく、既に廃絶したか、廃絶の見通しである。全体のバランスを考えて一定数の対象者の皇籍取得が検討されなければならない。また、独身者のみを対象とするのか、既婚者にも対象を広げるかについても検討しなければならない。既婚者にも対象を広げる場合、配偶者・子の処遇も問題となる。少なくとも子は皇位継承資格を有しなければ、皇籍取得の意味はない。

まずは、皇統に属する男系の男子の皇籍取得を可能とする立法を行った後に、対象者の意向も踏まえつつ皇籍取得を行うとするのがよい。

皇位継承順位については、伏見宮系の旧宮家の実系（生まれた順）によるとすれば、恣意も入らず、混乱もない。

問 10. 安定的な皇位継承を確保するための方策や、皇族数の減少に係る対応方策として、そのほかにどのようなものが考えられるか。

特段の対応方策は考えていない。

終わりに

●本質的な問題が突き付けられている

「何ぞ知らん、性差別反対という、それ自体もっともな大義名分に促された一般大衆が、ポピュラーな政治家に誘導されて典範第一条を改正して『女帝』容認策をかちとることに成功したと、仮定しよう。よって以って『世継ぎ』問題はめでたく解消し、天皇制は生き延びることができることになる。しかしこの策は、天皇制のそもそもの正当性根拠であるところの『萬世一系』イデオロギーを内において浸蝕する因子を含んでいる。男系・男子により皇胤が乱れなく連続と続いて来たそのことに、蔽うべからざる亀裂が入ることになる。〈いや私たちは、『女帝』を導入して天皇制を救い天皇制という伝統を守るのです〉と弁明するだろう。だが、そんな、『萬世一系』から外れた制度を容認する施策は、いかなる『伝統的』根拠も持ち得ないのである。（中略）『女帝』容認論者は、こうして『伝統』に反し『萬世一系』イデオ

ロギーと外れたところで、かく新装なった天皇制を、従来とまったく違うやり方で正当化して見せなければならないのである。」(奥平康弘『天皇の世継ぎ』問題がはらむもの——『萬世一系』と『女帝』論をめぐって』『世界』2004年8月号)

→女系継承容認策を取れば、必ず正統性をと問われることになる。それは天皇制廃絶への道である。

天皇制廃絶論者である筆者(奥平康弘氏、故人、東京大学名誉教授、憲法学)は、どうぞ時流に乗って女系継承容認策をおやりなさい。それが実現した暁には必ず天皇としての正統性の問題を突き付けるぞ。果たして男系継承から外れた女系の「天皇」とやらの天皇としての正統性があるのか? 答えられるのか?—という極めて挑発的な主張を展開している。

●古来、我が国の数知れぬ多くの人たちが、今上天皇に至る「皇統」を守って来た。ここでいう「皇統」とは初代以来の男系の血筋以外の何ものでもない。

●古くは武烈天皇の崩御で仁徳天皇系の皇統が絶えたとき、大伴金村ら群臣が応神天皇五世孫の継体天皇を探し出した。奈良時代後期には天武天皇直系の称徳天皇(女性天皇)の後は天智天皇直系の光仁天皇が継承した。室町時代には北朝の後光厳天皇直系の称徳天皇が後嗣なく崩御した際には同じ北朝の崇光天皇直系の伏見宮家の彦仁王が後花園天皇として即位した。江戸時代には後桃園天皇が後嗣なく崩御した際には閑院宮家の師仁親王(のち兼仁親王)が光格天皇として即位した。閑院宮家は新井白石の献言によって徳川第6代将軍家宣が朝廷に奏請して創設された新たな世襲親王家だった。光格天皇の即位は、閑院宮家創設から約70年後のことであった。

●何れも先代の天皇とは血筋の遠い関係であったが、初代天皇以来の純粋な男系の血筋の継承者が次の皇位継承者となった。ここには「皇統」を繋ぐために関係者の並々ならぬ努力があった。第二次世界大戦末期には皇統を繋ぐことを「国体護持」といった。そのために数知れぬ多くの方々の尊い命が注がれた。これらの重みを受け止めなければならない。

●女性天皇、女系天皇、女性宮家が本来的に有する「女系継承」容認は、これまで天皇の正統性の根拠とされてきた「男系継承」からの根本的な転換を意味する。それは、これまで天皇や皇族として正統性を有しなかった者を天皇や皇族としての有資格者とし、実際に天皇や皇族とすることを意味する。果たしてそうして天皇や皇族となった者に天皇や皇族としての正統性はあるのか、という本質的な問題が突き付けられる。この問題に答えることができなければ、それはそのまま「天皇制」廃絶への道である。

●今、求められるのは、かつての大伴金村や新井白石の役割である。「皇統」の本質を理解すれば、現在の皇室に男系男子が少ないからといって、天皇や皇族としての正統性が疑われる「女系」を皇位継承資格者とすることはできないはずである。それよりも、現在の皇室とは血筋の遠い関係ではあるが、同じく初代天皇の男系の血統を純粋に継承し、創設以来、大きな役割を果たし、特に明治以降は歴代の天皇をお支えしてきた「もう一つの皇統」あるいは「傍系の皇統」ともいふべき伏見宮系の旧宮家の男系男子孫に、何らかの方法で皇籍に復帰していただく措置を考える必要がある。これ以外に安定的な皇位継承策はない。

(注1)

「皇統を男系に限ることは憲法違反となるか(二一、七、二五、宮内省)

一、憲法草案第十三条は、すべて国民が、法の下に平等であって、性別により、政治経済社会の関係において差別を受けない旨を想定してある。此の憲法の下では皇統を男系に限ることは、憲法違反となるか。

右の第十三条は性別による差別を否定すると共に、社会的身分又は門地(Social status or family origin)による差別をも否定してあるのであるから、これを極めて厳格に解すれば、皇位の世襲といふことも、この条文の関する限りでは否定されなければならないことになる。しかるに皇位の世襲については、草案第二条が、明らかに、第十三条の例外をなしてある。それ故に、皇族女子に皇位継承資格を認めるかどうかといふことは、それが皇位世襲の原則から見て、どうなるかと云ふことを明らかにした上で決定しなければならぬであらう。

二、抑も世襲といふ観念は、伝統的歴史的観念であって、世襲が行なはれる各具体的場合によってその内容を異にするものであらうと思はれる。場合によっては血統上の継承すら要件としない世襲の例も存し得るのである。然らば皇位の世襲と云ふ場合の世襲はどんな内容をもつか。典範義解はこれを（一）皇祚を踐むは皇胤に限る（二）皇祚を踐むは男系に限る（三）皇祚は一系にして分裂すべからざることの三点に要約してゐる。さうしてこれは歴史上一の例外もなくつづいて来た客観的事実にもとづく原則である。世襲といふ観念の内容について他によるべき基準がない以上これによらなければならぬ。さうすれば少なくとも女系(〇〇)といふことは、皇位の世襲の観念の中に含まれてゐないと云へるであらう。

三、然らば女系は別として女子の継承資格は如何。女系を否定しても女子の継承資格は自ら別の問題だからである。しかし、女帝を認めるといふことはその御一代丈男子による皇位継承を繰り延べるといふ丈の意味しか持ち得ない。歴史上女帝は存するけれどもそれは概ね皇位継承者が幼年にゐます為その成長をまつ間の一時の摂位にすぎないのである。かやうに考へると女帝の登極といふことは、むしろ皇位の不安定を意味するものと言へるのである。

四、更に男女同権といふことは、国民すべてに適用する法律上の問題について云ひ得らるゝことであって、皇位継承資格者が国民の一部にすぎないのに、その一部に於ける不平等は、必ずしも男女同権原則の否定とは云ひ得ないと思はれる。又男女平等原則は、あらゆる場合に徹底的にこれを実現し得られるか、といふに、文明の程度、生理上の差異等によって、それは不可能にちかゝらう。現に女帝を認めてゐる英国の立法例でも性別を完全に否定して長幼の順によつてゐる訳ではなく、男女同親等のときは長幼をとはず男は女に先つことにしてゐるのである。

五、以上の諸点を考へ皇統を男系に限ることは、必ずしも憲法違反と言ひ得ないと考へる。」

〔臨時法制調査会第一部会第三回部会に高尾亮一幹事（宮内省参事官兼法制局参事官）が提出、『日本立法資料全集1 皇室典範（昭和22年）』、信山社出版、1990年、P.79-80〕

「場合によっては血統上の継承すら要件としない世襲の例も存し得るのである」＝「場合によっては、例えば俳優の襲名の如く血統上の継承すら要件としない世襲の例も存し得るのである」（高尾亮一『皇室典範の制定過程』、憲法調査会、昭和37年4月、國學院大學日本文化研究所紀要 第73輯、平成6年3月）

（注2）

皇室典範案に関する想定問答（法制局、昭和21年11月？）

（中略）

二、第一章 皇位の継承

（一）第一条関係

（中略）

問 「皇統に属する男系の男子」とは書かずに、「皇族男子」とした方が簡潔でないか。

答 皇位継承について、改正憲法に所謂「世襲」の意味にあたる根本的な原則を冒頭に闡明することが適当と考へられるので、「皇族男子」とするよりもなほ具体的な表現を用ひたのである。逆にこの表現によって、おのづから皇族の範囲が定められることになるのであって、むしろこれが典範の根本であり、平面的、便宜的に考へるべきものでない。

（中略）

問 女系及び女天皇を認めない理由如何。

答 皇統は男系に依り統一することが適当である。我が国多年の成法も亦然りである。女系が問題になるのは、その系統の始祖たる皇族女子に皇族にあらざる配偶者が入夫として存在しその間に子孫がある場合であつて、此の場合女系の子孫は仍皇族にあらざる配偶者の子孫で臣下であるといふことが強く感ぜられ、皇統が皇族にあらざる配偶者の家系に移つたと観念されることを免れない。かやうな点を考へて女系を認めないのである。（中略）／女帝は配偶者があることを予想しなくてはならぬばかりでなく、その配偶者が皇族でない者から出てゐることが多いことも考慮に入れなければならぬ。かやうな場合に皇族でない配偶者の実際上の立場が問題となることを懸念される。而かも女帝が独身ならば子

孫はあり得ないし、配偶者があって子孫があっても、前述の理由で女系を認めないとすれば、女帝は皇位の世襲相続といふことからいへば、既に初めからその子孫によって継承されないことに定まってゐる。依てこの関係から見れば女帝を男子の皇位継承資格者があるにかゝらず、認めることは皇位世襲といふことに添はぬことであり、他に皇位継承者なくて女帝を認めることは、天皇制を一世だけ延命させるだけのことに過ぎない。配偶者の問題と皇位継承の問題から女帝は認めないことを適当と考へたのである。

問 日本国憲法第十四条は、すべて国民が、法の下での平等であつて、性別により、政治、経済、社会の関係において差別を受けない旨を規定してゐる。この憲法の下では皇統を男系に限ることは、憲法違反とならないか。

答 (一) 右の第十四条は、性別による差別を否定すると共に、社会的身分又は門地による差別をも否定してゐるのであるから、これを極めて厳格に解すれば、皇位の世襲といふことも、この条文の関する限りでは否定されなければならないことになる。しかるに皇位の世襲については、日本国憲法第二条が、明らかに、第十四条の例外をなしてゐる。それ故に皇族女子に皇位継承資格を認めるかどうかといふことは、それが皇位世襲の原則から見て、どうなるかと云ふことを明らかにした上で決定しなければならぬのである。

(二) 抑も世襲といふ観念は、伝統的歴史的観念であつて、世襲が行なはれる各具体的場合によってその内容を異にするものであらうと思はれる。場合によっては血統上の継承すら要件としない世襲の例も存し得るのである。然らば皇位の世襲と云ふ場合の世襲はどんな内容をもつか。典範義解はこれを (一) 皇祚を踐むは皇胤に限る (二) 皇祚を踐むは男系に限る (三) 皇祚は一系にして分裂すべからざることの三点に要約してゐる。さうしてこれは歴史上の例外もなくつづいて来た客観的事実にもとづく原則である。世襲といふ観念の内容について他によるべき基準がない以上これによらなければならぬ。さうすれば、少なくとも女系 (傍点) といふことは、皇位の世襲の観念の中に含まれてゐないと云へるであらう。

(三) 然らば女系は別として女子の継承資格は如何。女系を否定しても女子の継承資格は自ら別の問題だからである。しかし女帝を認るといふことはその御一代丈男子による皇位継承を繰り延べるといふ丈の意味しか持ち得ない。歴史上女帝は存するけれどもそれは概ね皇位継承者が幼年にゐます為その成長をまつ間の一時の摂位にすぎないのである。かやうに考へると女帝の登極といふことは、むしろ皇位の不安定を意味するものと言へるのである。

(四) 更に男女同権といふことは、国民すべてに適用する法律上の問題について云ひ得らるゝことであつて、皇位継承資格者が国民の一部にすぎないのに、その一部に於ける不平等は、必ずしも男女同権原則の否定とは云ひ得ないと思はれる。又、男女平等原則は、あらゆる場合に徹底的にこれを実現し得られるかといふに、文明の程度、生理上の差異等によって、それは不可能にちかゝらう。現に女帝を認めてゐる英国の立法例でも性別を完全に否定して長幼の順によつてゐる訳ではなく、男女同親等のときは長幼をとはず男は女に先つことにしてゐるのである。

(五) 以上の諸点を考へる (と、) 皇統を男系に限ることは、必ずしも憲法違反と言ひ得ないと考へる。

(後略)

〔法制局は、帝国議会における皇室典範案の審議に向けて、4種類の「想定問答」集を作成している。そのうち、問答形式にまとめられた手書き (一部タイプ印刷) の70頁余の冊子。他の想定問答集は「昭和二十一年十一月 皇室典範案に関する想定問答 法制局」と題されている。『日本立法資料全集1 皇室典範 (昭和22年)』P.186-211〕

天皇系図

傍の数字は在位年、下の数字は代数。

記載は原則として皇統譜に基づく。

4世紀前半にヤマト王権成立
実質上の初代か？

「始馭天下の天皇」

(日本書紀)

「史記」

「初國知らしし御真木天皇」
(日本書紀)

「御啓奉國天皇」(日本書紀)

「はつくにしらすススラミコト」

「はつくにしらすススラミコト」

「はつくにしらすススラミコト」

神武天皇 1
前六六〇—五八五

継體天皇 2
前五九一—四八九

安寧天皇 3
前五四九—一二

懿德天皇 4
前五一〇—四七七

孝昭天皇 5
前四一五—三九三

孝安天皇 6
前三九二—二九一

孝靈天皇 7
前二九〇—一五五

孝元天皇 8
前二四一—一五八

開化天皇 9
前一五八—八九九

崇神天皇 10
前七七一—三〇

武烈天皇 25
前九八—五〇

武烈天皇 25
前九八—五〇

「遠大なタケルの名を継承したのがワカタケル(雄略天皇)」

父子で合わせて「想起」

(タラシナカツミ)

(ホムタワケ)

(オオササキ)

「群卿譲りて」
特定の族神者の中から群臣推挙の子統まで即位

父は雄略天皇に殺され、播磨で牛飼いをして身を隠していた
初代の女性天皇か？

「引討王」

「武烈天皇」

垂仁天皇 11
前二九一—後七〇

景行天皇 12
前七一—一三〇

日本武尊
前二七—一〇〇

仲哀天皇 14
前一九二—一〇〇

應神天皇 15
前二七〇—一三〇

仁德天皇 16
前二七〇—一三〇

履中天皇 17
前四〇〇—一五

磐坂市辺押磐皇子
前四〇〇—一五

安寧天皇 20
前四三三—一六

額我天皇 23
前八五—一七

額我天皇 23
前八五—一七

成務天皇 13
三一—九〇

神功皇后
前二七—一〇〇

胎中天皇
前二七〇—一三〇

倭王讓? 珍?
前四〇〇—一〇

卑弥呼を比定
「三韓征伐」

「治天下」(4世紀末〜5世紀前半)
生まれながらにして新羅への政治的・軍事的支持を運命づけられた

「治天下」(4世紀末〜5世紀前半)
生まれながらにして新羅への政治的・軍事的支持を運命づけられた

(系譜は「上宮記逸文」より)

倭彦王

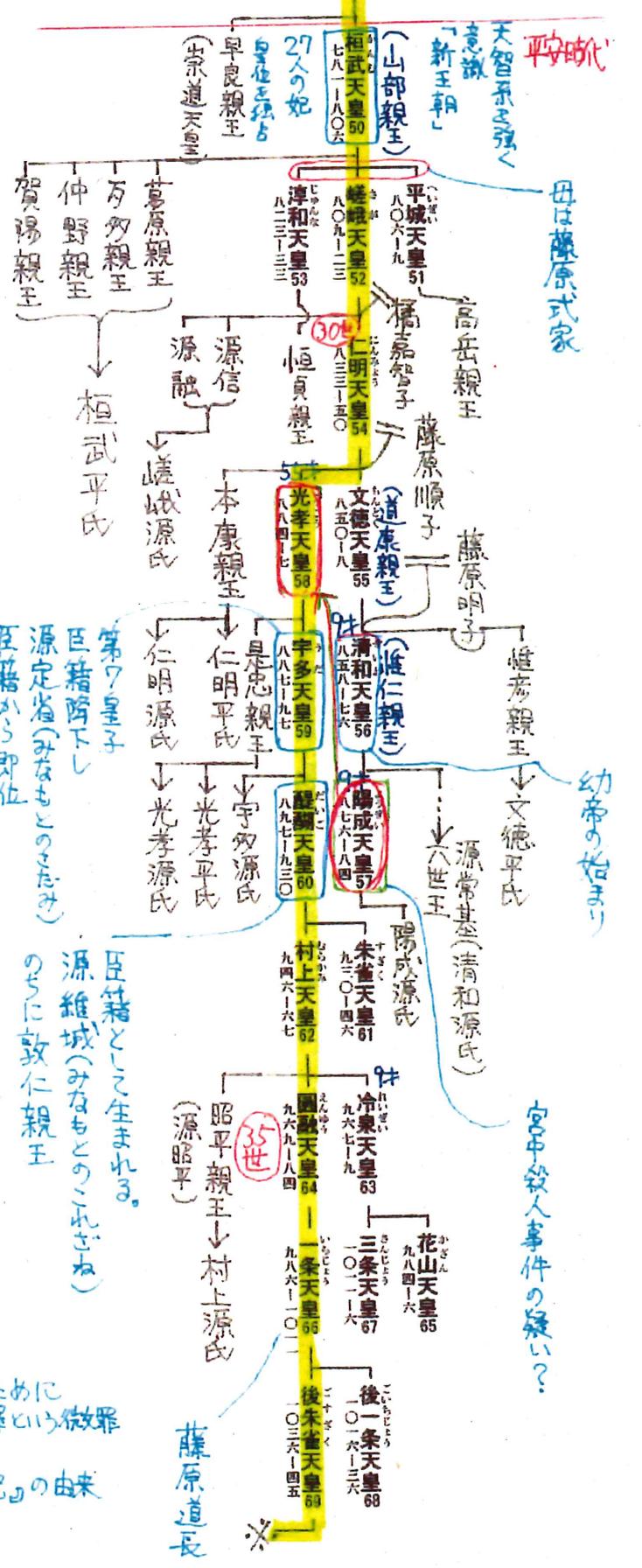
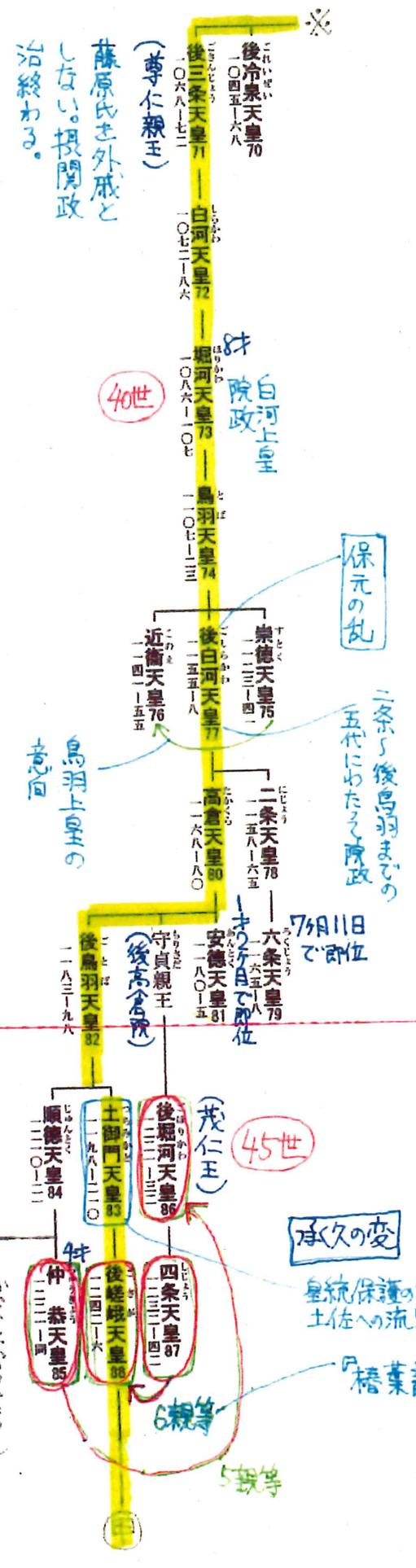
仲哀天皇四世王

(男大迹王) 越前近江系

(平富等太公王)

「継体天皇即位の前に候補者に名が挙がらなかつた」

「皇親」の集りに入らず



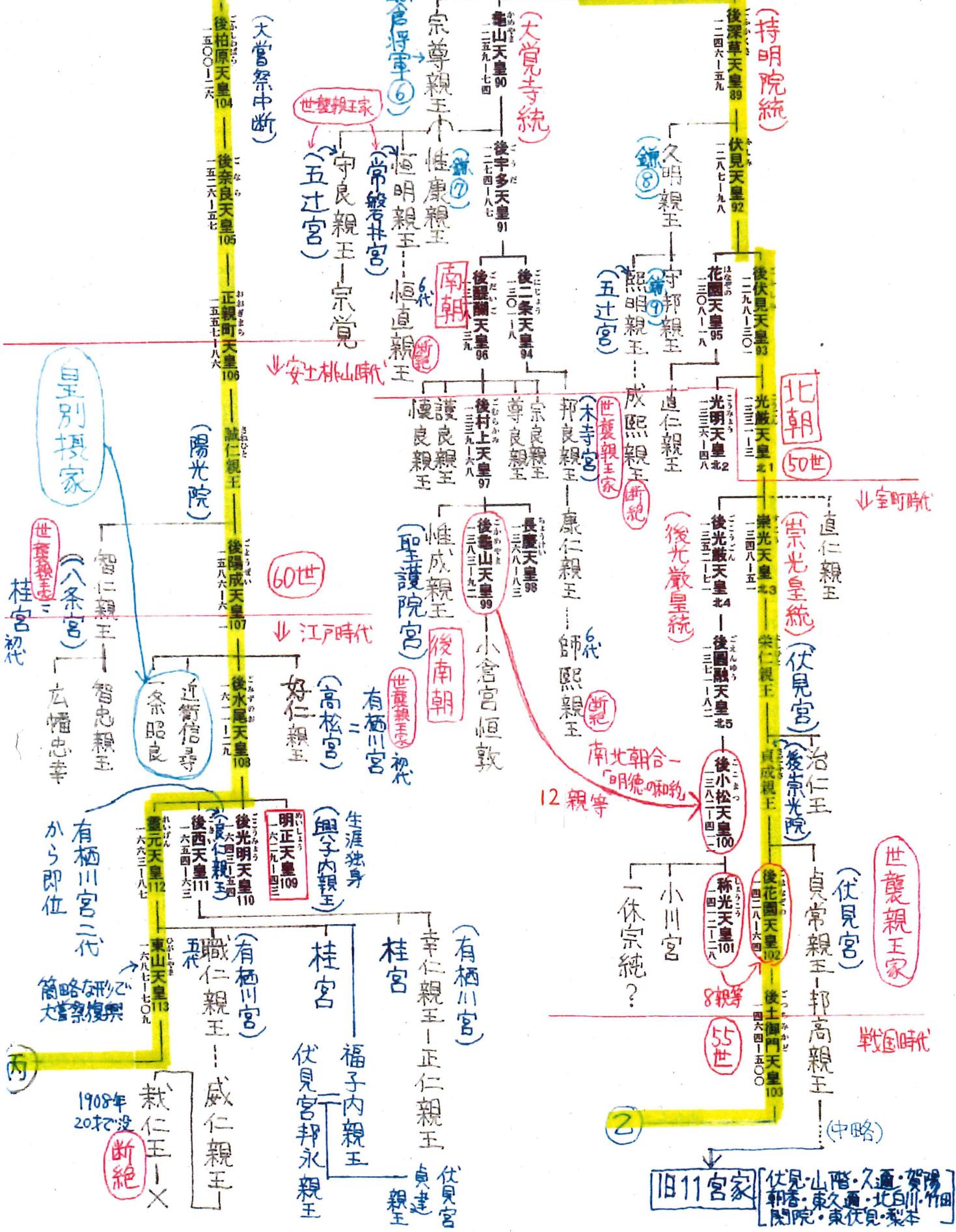
鎌倉時代 (Kamakura Period)

世襲親王家 (Hereditary Imperial Family)

断絶 (Extinction)

4

西統送立



1811宮家 [伏見・山階・久通・架陽・朝香・東久通・北白川・竹田・閑院・東伏見・梨本]

1908年 20代 断絶

丙

戦国時代

世襲親王家

8親等

55世

12親等

南北朝合一 明德の和

後南朝

聖護院宮

世襲親王家

有栖川宮

高松宮

60世

江戸時代

安土桃山時代

世襲親王家

木寺宮

世襲親王家

50世

北朝

世襲親王家

大覚寺統

鎌倉御軍

鎌倉御軍

鎌倉御軍

鎌倉御軍

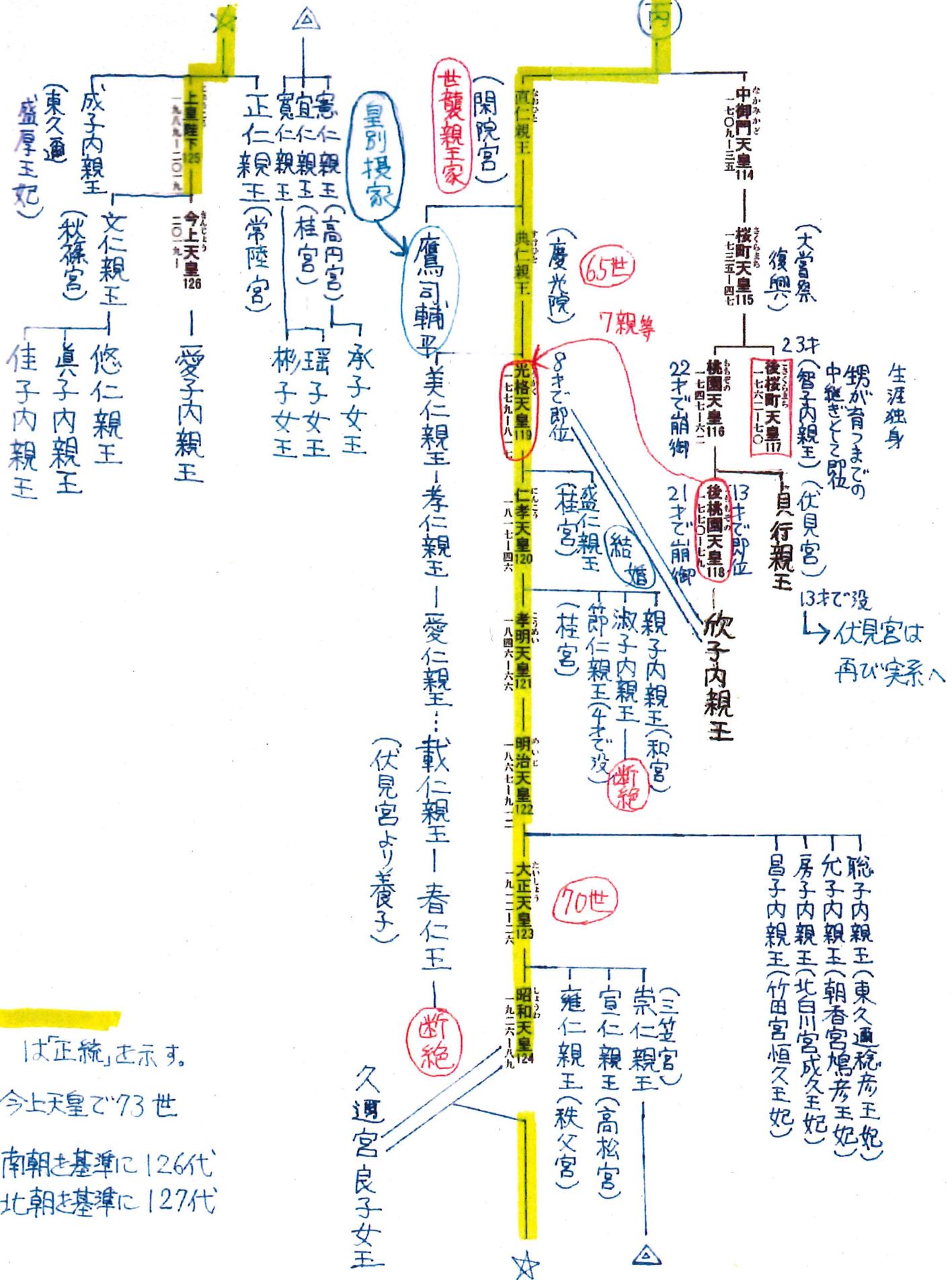
大嘗祭中断

陽光院

皇別攝家

桂宮 初代

丙



は「正統」を示す。

今上天皇で73世

南朝を基準に126代

北朝を基準に127代